

## 議 会 運 営 委 員 会

令和5年9月27日（水）

午前9時30分

第2委員会室

### 議 題

- 1 令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 12月定例会の日程について
- 3 尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程について
- 4 行政調査の実施に伴う閉会中の委員派遣について
- 5 災害発生時の対応について
- 6 尾張旭市議会基本条例の検証及び見直しについて
- 7 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 議事日程（案）最終日
- 2 討論通告一覧
- 3 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（陳情第8号関係）
- 4 国の私学助成の拡充に関する意見書（陳情第9号関係）
- 5 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（陳情第10号関係）

### 【議題2 資料】

- 6 令和5年12月定例会日程（案）

### 【議題3 資料】

- 7 尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程について（案）
- 8 ○○市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）

### 【議題4 資料】

なし

### 【議題5 資料】

- 9 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領
- 10 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」に係る各会派の意見について

### 【議題6 資料】

- 11 尾張旭市議会基本条例評価シート（正副委員長案）

### 【議題7 資料】

なし

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

議長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

(1) 予算決算特別委員会

(2) 福祉文教委員会

(3) 都市環境委員会

(4) 総務委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 議員派遣の件

令和5年第4回（9月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第35号議案	川村 つよし	反対
認定第1号	川村 つよし	反対
認定第2号	榊原 利宏	反対
認定第5号	榊原 利宏	反対
認定第6号	榊原 利宏	反対
請願第1号	芦原 美佳子	反対
請願第1号	川村 つよし	賛成
請願第1号	谷口 武司	反対
陳情第8号	櫻井 直樹	賛成
陳情第11号	日比野 和雄	反対
陳情第11号	山下 幹雄	賛成
陳情第12号	陣矢 幸司	反対
陳情第12号	片渕 卓三	反対
陳情第12号	山下 幹雄	反対

## 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議員 丸山幸子

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 殿

## 国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校と共に公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議員 丸山幸子

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

## 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局を始め多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当市議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議長 丸山幸子

愛知県知事 大村秀章 殿

## 令和5年12月定例会日程(案)

		議会日程案	行事予定
11月13日	月	9:30 定例会打合せ(副市長 出席)	
11月14日	火		
11月15日	水		尾張地区Aブロック都市監査事務研究会
11月16日	木	請願・陳情受付締切(～正午)	全国市議会議長会地方財政委員会
11月17日	金	9:30 議会運営委員会(副市長 出席)	
11月18日	土		
11月19日	日		
11月20日	月	招集告示 9:30 全員協議会(副市長 出席)	
11月21日	火	質問受付(9:00～17:00)	
11月22日	水	質問受付(9:00～17:00) 議案質疑(～17:00)	
11月23日	木	<勤労感謝の日>	
11月24日	金		県民の日学校ホリデー
11月25日	土		
11月26日	日		
11月27日	月		
11月28日	火	9:30 議会運営委員会	
11月29日	水	9:30 本会議(初日)(市長、副市長 出席)	13:15 例月出納検査・定例監査
11月30日	木		
12月1日	金		市政功労者表彰式
12月2日	土		
12月3日	日		
12月4日	月		
12月5日	火	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月6日	水	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月7日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算特別委員会(全体会)(副市長出席)	
12月8日	金		
12月9日	土		
12月10日	日		
12月11日	月		
12月12日	火	9:30 福祉文教委員会(副市長出席)、予算決算特別委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
12月13日	水	9:30 都市環境委員会(副市長出席)、予算決算特別委員会都市環境分科会(副市長出席)	
12月14日	木	9:30 総務委員会(副市長出席)、予算決算特別委員会総務分科会(副市長出席)	
12月15日	金	9:30 各派代表者会(予定)	
12月16日	土		
12月17日	日		
12月18日	月	9:30 予算決算特別委員会(全体会)(副市長出席) (討論通告期限:～正午)	
12月19日	火	9:30 議会運営委員会	
12月20日	水	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長 出席)	
12月21日	木		



尾張旭市議会告示第 号

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和 年 月 日

尾張旭市議会議長 丸 山 幸 子

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(期限等の特例)

第4条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、尾張旭市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）第1条に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。



第2号様式（第2条関係）

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

尾張旭市議会議員

訂正届

尾張旭市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）

（趣旨）

第1条 この規程は、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和〇年〇〇条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行

為をしてはならない。

- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、〇〇市の休日をも定める条例(〇〇年〇〇市条例第〇号)第〇条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

〇〇市議会議長 殿

〇〇市議会議員 \_\_\_\_\_

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

〇〇市議会議長 殿

〇〇市議会議員

---

訂正届

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

〇〇市議会議長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

Tel \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

複写申込書

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲



## 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領

平成25年3月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市において地震や風水害（以下「地震等」という。）の災害が発生したときに、尾張旭市議会が尾張旭市災害対策本部（以下

「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議会本部の設置)

第2条 尾張旭市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、必要に応じ尾張旭市議会内に尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置することができる。

2 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、議長が別に定める。

(議会本部)

第3条 議会本部は、本部長、副本部長をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括するとともに、必要に応じ市対策本部の会議等を傍聴し、情報収集に努めるものとする。また、本部長（議長）が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議会本部の任務)

第4条 議会本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長（議長）が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 本部長（議長）から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集すること。
- (7) その他、本部長（議長）の指示があった場合には指示に基づき行動すること。

（行動マニュアル）

第6条 議会本部の構成及び地震等の災害の発生初期に対応するため、別に「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」（以下「行動マニュアル」という。）を作成する。

（議会事務局の対応）

第7条 議会事務局は、議会本部の事務を補佐する。

- 2 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報提供を行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

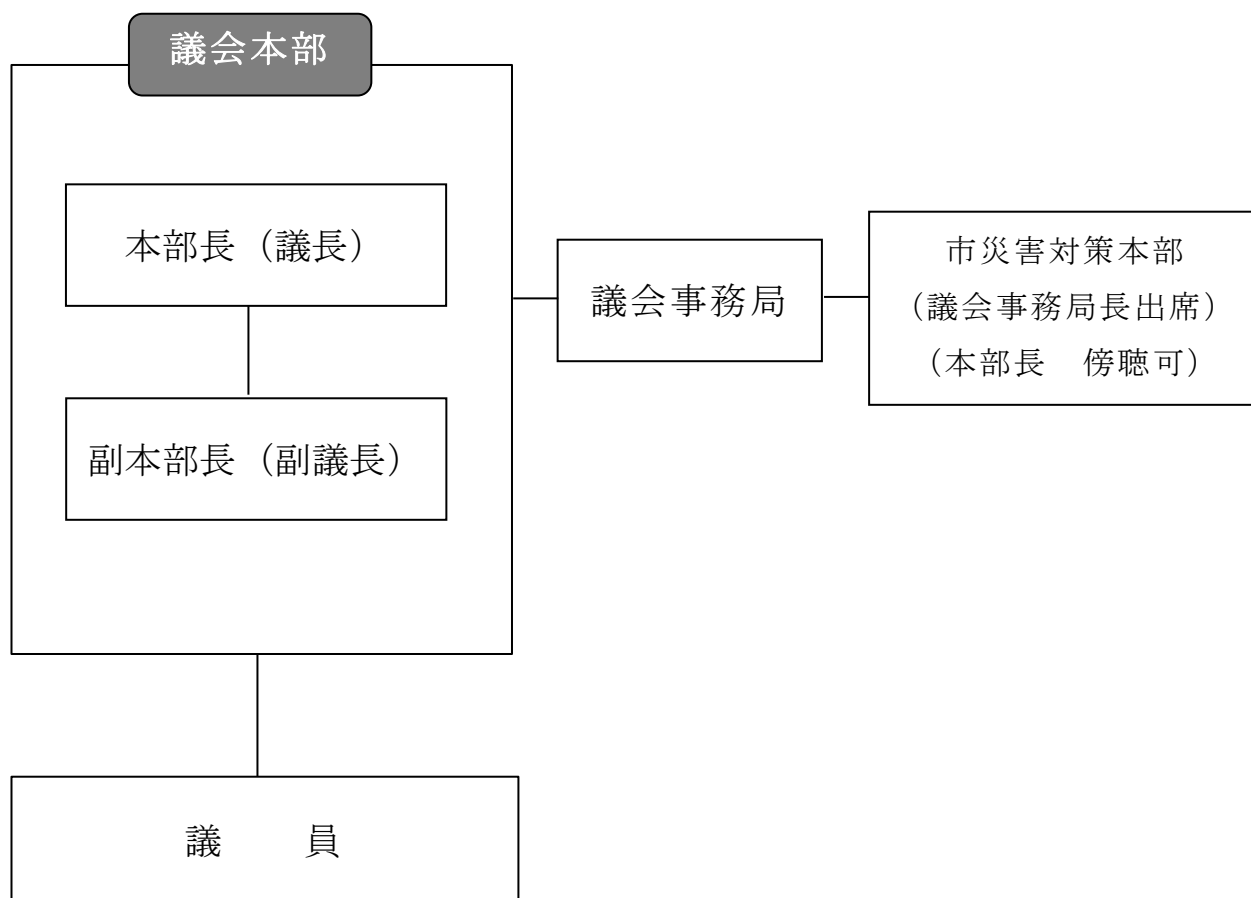
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月22日から施行する。

# 尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル

## 《議会本部の構成》



※議会本部は、本部長、副本部長で構成し、議員は本部長（議長）の要請があったときに議会本部に参集する。

## 《台風等風水害時の対応》

台風等の風水害により、尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合の対応は次のとおりとする。

- 1 事務局長は、市対策本部が設置された旨を議長、副議長に連絡する。
- 2 議長及び副議長の協議により、尾張旭市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- 3 事務局長は、次の表に定める参集基準に応じ、表の右欄に掲げる者に連絡する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備 <警戒体制>としたとき	議長、副議長
市対策本部が第3非常配備 としたとき	
本部長（議長）から指示が あったとき	議員

- 4 市対策本部から提供された災害情報等は、事務局長から議長、副議長に報告のうえ、随時、議員に情報提供を行う。
- 5 議員が地域で収集した情報は、議会本部に報告する。
- 6 報告された情報は、議会本部が整理し、必要に応じて市対策本部に提供する。

## 《大規模地震発生時の対応》

### 1 初動時の参集基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

参集基準	参集範囲
市対策本部が第2非常配備<警戒体制>としたとき	議長、副議長
市対策本部が第3非常配備としたとき	
震度5弱以上	
本部長（議長）から指示があったとき	議員

### 2 参集及び活動時の留意事項

#### (1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）の着用に努め、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等ができる限り携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

#### (2) 交通手段

原則として徒歩、自転車等による。

#### (3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

#### (4) 被害状況等の収集

議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

## 《その他》

議長は、議会本部を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。二次災害が起こらないように、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。

## 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」に係る各会派の意見について

会派名	課 題	解決策
令和あさひ	無	無
市民クラブ	① 要領の位置づけについて 災害時の行動は定められているが、議決機関としての継続の仕組みであるBCPについて未定となっている。	① 要領とBCPの2本立てにするのか、BCPとして1本化するのか、議決権の保障スキームについて案を示して欲しい。
公明党 尾張旭市議団	① 議会本部への報告先について 台風等風水害や大規模地震発生時に、議員は各地域の被災地及び避難所等での情報収集を実施し、必要に応じ議会本部へ報告することとなっているが報告先が明確でない。 ② 災害時に正副議長に事故があるとき（長期又は遠隔の旅行、病気その他何らかの事由によりその職務を自ら行い得ない場合）の対応について	① 報告する連絡先、メールアドレス等を明確にしておく。 ② 災害時に正副議長に事故があるときの対応を決めておく必要がある。
日本共産党 尾張旭市議団	① 議会防災訓練について ② 議員からの議会本部への報告（安否確認や各避難所などの状況）情報収集の内容について	① 携行品を持ち寄って、議会に参集する防災訓練を年に1回義務付ける規定を設け、対応要領や行動マニュアルの内容を確認する作業を続けていくとよい。 ② 確認すべき内容の漏れを防ぐためにも、報告内容の様式を行動マニュアルの中に用意しておくとうい。
愛知維新の会 尾張旭市議団	① 有事の際の連絡方法 現在、議会本部から電話又は市議会グループウェアにて各議員に連絡することになっているが、電話が通じなかったり、プル式の市議会グループウェアでは、情報連携が遅れたりする可能性がある。 ② 議員同士の連携について	① プッシュ式のSNS等の整備が必要である。 ② 議員同士の横の連携については、携帯電話番号の共有やSNSのつながりの整備が有用である。

尾張旭市議会基本条例評価シート（案）

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 —：対象外

第1章 総則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、尾張旭市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 □</p> <p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 □</p> <p>共 —</p> <p>維 活動原則は明らかにされている。</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 □</p> <p>共 市民の負託に的確に応え・・・とあるが、評価は難しいところだと思える。不満を持つ市民から見ると、不足があるであろう。</p> <p>維 議会機能の強化には今後さらなる努力が必要。議会報告会、反問権、市民に開かれた議会への取り組みなど。</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 条例制定の目的を明記したものであり、現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 —</p> <p>維 市民に興味を持ってもらえるような議会にするために、反問権、議会報告会、意見交換会、広報などに取り組んでいく。</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 —</p> <p>公 —</p> <p>共 B</p> <p>維 B</p> <p>案 —</p>



## 第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 —</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 □</p> <p>共 □</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 □</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 □</p> <p>公 —</p> <p>共 —</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>
<p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p>	<p>令 全協での一部案件の議事録公開とHPでの報告</p> <p>市 議事録の公開、市議会だよりへのQRコード掲載</p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 □</p> <p>維 委員会の公開が不十分である。</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 □</p> <p>共 □</p> <p>維 今後ライブ配信も検討されている。</p> <p>案 —</p>	<p>令 公正性及び透明性への意識を常に抱く。</p> <p>市 □</p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 委員会のweb中継などを行うと良いと思う。</p> <p>維 傍聴機会の積極的創出</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 —</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p> <p>案 —</p>

<p>(2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p>	<p>令 ①各種団体（自治体・学童クラブ等）や高校大学・民間団体との意見交換会開催②8回にわたる議会報告会を開催</p> <p>市 意見交換会</p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 □</p> <p>維 市民の意見聴取が十分でない。</p> <p>案 —</p>	<p>令 議会として、政策立案又は政策提言を行うまでに至っていない。</p> <p>市 意見は受け取るが、政策反映するための仕組みづくりが課題</p> <p>公 □</p> <p>共 議会との意見交換会を実施し、市民の意見把握に努めているが意見交換会の認知度は、まだまだ低いと思う。</p> <p>維 市民と政治の間の距離が大きい印象</p> <p>案 —</p>	<p>令 政策立案又は政策提言の仕組みづくりを行う。</p> <p>市 政策立案機能の強化のための仕組みづくり</p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 □</p> <p>維 市民の政治参加への啓発活動、SNS活用により次世代の主権者教育普及</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 B</p> <p>公 —</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p> <p>案 —</p>
---	---	--	---	---

<p>(3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。</p>	<p>令 一般質問、委員会質問 等で監視・評価 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組ん でいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 ー</p>	<p>令 ー 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 よく是々非々と言う が、非の部分をしっかり批 判しているのだろうか。非 があるなら、反対したら良 いと思う。 維 <input type="checkbox"/> 案 ー</p>	<p>令 ー 市 <input type="checkbox"/> 公 現時点では見直すべき ところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 ー</p>	<p>令 A 市 A 公 ー 共 C 維 B 案 ー</p>
<p>(4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。</p>	<p>令 議員間討議の試みが行 れた。 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組ん でいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 討論を活発化してい く。 案 ー</p>	<p>令 ー 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 討議にならないという 印象が強い。 維 議案や陳情に反対する ときに必ずしも反対討論が 行われていない。 案 ー</p>	<p>令 議員間討議が活発に行 われる方策を研究する。 市 <input type="checkbox"/> 公 現時点では見直すべき ところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 反対するからには反対 討論を必ず行っていく。 案 ー</p>	<p>令 B 市 A 公 ー 共 C (D) 維 C 案 ー</p>

<p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 —</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 議員の活動原則は、自己評価が難しいものだと思う。常に念頭に置き、頑張ろうと思う。</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 —</p> <p>共 C</p> <p>維 —</p> <p>案 —</p>
<p>(1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p>	<p>令 議員間討議の試みが行われた。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 —</p> <p>維 自由な討議は許容されており、風通しも良い。</p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 発言が不十分な時がある。</p> <p>案 —</p>	<p>令 議員間討議が活発に行われる方策を研究する。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 発言を活発化させていく取り組みが必要。</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 —</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 B</p> <p>案 —</p>

<p>(2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。</p>	<p>令 調査研究、研修に努めている。</p> <p>市 議員力UP研修等</p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 市民の意見を聞くよう努力し、勉強会などにも参加している。</p> <p>案 —</p>	<p>令 市政全般の課題や市民の意見を的確に把握していく必要がある。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 更なる努力が必要</p> <p>案 —</p>	<p>令 常に自己研鑽に努める。</p> <p>市 常に資質を高めるべく努める。</p> <p>公 現時点では見直すべきところはない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 尾張旭市の今後の方向性をしっかり把握したうえで、行政視察やセミナーなどの選択をしていく。</p> <p>案 —</p>	<p>令 B</p> <p>市 B</p> <p>公 —</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 B</p> <p>案 —</p>
--	--	---	--	--

<p>(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>令 活動している。 市 <input type="checkbox"/> 公 条文に従い、取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 活動できる範囲は活動している。 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 個人の繋がりに頼る面が多く、市外で働く市民等、市民全体へのアクセスが不十分 案 —</p>	<p>令 — 市 一見一部の利益に見えるテーマにも全体の利益として変換する思考を意識的に努める。 公 現時点では見直すべきところはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 市外で働く市民へのアクセスを強化 案 —</p>	<p>令 A 市 B 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 B 案 —</p>
<p>(会派) 第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 会派を結成しており、現時点(令和5年5月～)では無会派はいない。 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 会派の位置付け(役割・意義、交渉会派等)をさらに明確にする必要がある。 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>	<p>令 A 市 <input type="checkbox"/> 公 B 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>

<p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 取組項目ではないため、評価対象外 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>	<p>令 A 市 <input type="checkbox"/> 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 — 案 —</p>
<p>(1) 議員の活動を支援すること。</p>	<p>令 会派として議員の活動を支援している。 市 <input type="checkbox"/> 公 取り組んでいる。 共 <input type="checkbox"/> 維 少人数の会派では、マンパワー不足 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 議会全体の評価と、各会派の評価と、議員個々の評価があると思う。議会全体として協力し合える雰囲気は大事にしたい。 維 <input type="checkbox"/> 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 さらに努力する。 共 <input type="checkbox"/> 維 必要に応じた一般事務の専属支援員配置 案 —</p>	<p>令 A 市 A 公 B 共 B 維 C 案 —</p>

<p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。</p>	<p>令 会派としての事業提言や先進自治体や研修会に参加 市 <input type="checkbox"/> 公 国や各市町の状況把握に努め、要望書提出や議会質問で取り上げている。 共 <input type="checkbox"/> 維 出来ていない。 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 議会全体の評価と、各会派の評価と、議員個々の評価があると思う。議会全体として協力し合える雰囲気は大事にしたい。 維 スキームのルール確立が必要 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 今後も政策立案や提言、議案審査等のための調査研究に努める。 共 <input type="checkbox"/> 維 特別委員会、公式の有志グループなど組織化を検討 案 —</p>	<p>令 A 市 A 公 B 共 B 維 C 案 —</p>
<p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p>	<p>令 代表者会や議運等で調整や連携協力 市 <input type="checkbox"/> 公 努力している。 共 <input type="checkbox"/> 維 代表者会議にて協議、調整を行っている。 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 円滑が、必ずしも良いとは限らないのではないかと。うまくあてはまる表現があるなら、条文の変更を検討したほうが良いかもしれない。 維 取り組む内容により数の力が散見される。 案 —</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 積極的に行う必要性がある。 共 条例改正 維 <input type="checkbox"/> 案 —</p>	<p>令 A 市 A 公 C 共 B 維 C 案 —</p>



第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(会議の公開)</p> <p>第5条 議会は、市民に開かれた議会運営とするため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則として公開する。</p>	<p>令 公開している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 従来の公開の他に音声配信を実施</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 傍聴を受け入れ、ライブ配信、録音の公開、議事録の公開などを行っている。</p> <p>案 ○委員会の傍聴</p> <p>○本会議のライブ中継・録画配信</p> <p>○委員会音声のホームページ掲載</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 全員協議会などが非公開となっているが、理由をどこかに明示しておく必要があるのではないか。</p> <p>維 委員会のライブ配信及び録画の公開が未実施。アクセス数</p> <p>案 ○委員会のライブ中継・録画配信</p> <p>○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上</p>	<p>令 —</p> <p>市 委員会のライブ中継の実現</p> <p>公 常任委員会・議会運営委員会のライブ映像配信を積極的に進めること</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 委員会の完全公開化、視聴してもらえる工夫</p> <p>案 ○委員会のライブ中継・録画配信の実施について検討していく。</p> <p>○本会議や委員会における傍聴者数・視聴数向上のための工夫に努める。</p>	<p>令 A</p> <p>市 B</p> <p>公 C</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p> <p>案 B</p>

<p>2 議会は、委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。</p>	<p>令 努めている。  市 どの会議を対象とするのかについて解釈に幅があり、評価しかねる。  公 政治倫理審査会の公開  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○あり方検討会、議会報告会実行委員会、政治倫理審査会の公開</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 全員協議会の公開を検討しては？  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 —  公 B  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>
---	---	--	---	---

<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 議会は、市民に対して積極的に議会に関する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<p>令 市議会だよりやホームページにより議会の情報を発信している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 議会だより、ホームページなどにより公開</p> <p>案 ○市議会ホームページの公開</p> <p>○市議会だよりの発行</p> <p>○わくわく親子議会探検ツアー、意見交換会、議会報告会の実施</p>	<p>令 ー</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 ケーブルテレビの本会議中継は復活を考えても良いと思う。Web中継は、自ら見に行かなければ見られないため。</p> <p>維 議会だよりをどの程度見てもらっているか。</p> <p>ウェブサイトでの閲覧数</p> <p>案 ○ホームページ・市議会だよりの閲覧数向上</p> <p>○発信媒体の多様化</p>	<p>令 ー</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 市民に開かれ市民参加を促進するための具体的な取り組みとして、公聴会及び参考人制度の検討してはどうか?</p> <p>共 ケーブルテレビの中継</p> <p>維 読みたくなる議会だより、興味を持てる議会運営に向けた取り組みが必要</p> <p>案 ○公聴会及び参考人制度について研究していく。</p> <p>○ ケーブルテレビの本会議中継実施について検討していく。</p> <p>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</p> <p>○意見交換会、議会報告会の充実</p> <p>○市民参画の検討</p>	<p>令 A</p> <p>市 ー</p> <p>公 B</p> <p>共 C</p> <p>維 C</p> <p>案 B</p>
--	---	--	---	---

<p>2 議会は、政策立案、政策提言等に反映させるため、市民との多様な意見交換の場を設けるものとする。</p>	<p>令 ①各種団体（自治体・学童クラブ等）や高校大学・民間団体との意見交換会開催②8回にわたる議会報告会を開催</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い、取り組んでいる。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 申し込みによる意見交換会の実施</p> <p>案 ○各種団体（自治体・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</p> <p>○議会報告会の開催</p> <p>○高校生議会の開催</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 意見交換会の認知度が、まだ低いと思う。</p> <p>維 申し込んでいただけない方との意見交換が少ない。</p> <p>案 ○意見交換会の周知</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 意見交換会の周知</p> <p>維 意見交換会のアウトリーチ化</p> <p>案 ○意見交換会の周知</p> <p>○既存団体にとらわれない意見交換会の開催</p> <p>○団体以外（若者や女性など）の意見を聴く場の創出</p>	<p>令 A</p> <p>市 —</p> <p>公 B</p> <p>共 C</p> <p>維 C</p> <p>案 B</p>
---	--	---	--	---

<p>(議会報告会・意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p>	<p>令 議会報告会及び意見交換会を実施している。</p> <p>市 □</p> <p>公 コロナ禍においてもネット配信での議会報告会の開催ができた。意見交換会では連合自治会・高校・大学・学童クラブとの開催ができた。</p> <p>共 □</p> <p>維 コロナ禍により議会報告会が滞っている。</p> <p>案 ○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</p> <p>○高校生議会の開催</p> <p>○コロナ禍における動画による議会報告会の実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 市民は議会報告会では議会報告はあまり関心がなく、意見交換を求める声が多かった。</p> <p>共 議会報告会は、うまくいっていない。議会の出した結論が、各議員の意見と合致しない場合もあり、それを市議会の結論として、意見の違う議員も議会を代表して報告するのは、苦しみがある。議会全体として納得して出した結論があれば報告会でも良いが、無理があると思う。</p> <p>維 議会報告会を開いても参加者が少なく、決まった人ばかり参加する可能性</p> <p>案 ○議会報告会の参加者の固定化</p> <p>○議会の結論に至る過程の報告が足りない。</p>	<p>令 職場や、組合、経営者団体との意見交換会の開催</p> <p>市 □</p> <p>公 今後も多様な団体との意見交換会を積極的に努めること。議会報告会の内容、ネーミングを検討する必要がある。</p> <p>共 違う形が良いと思う。</p> <p>維 議会報告会、意見交換会に参加して頂けるようSNS活用、リモート等創意工夫と努力が必要</p> <p>案 ○SNS活用など、議会報告会及び意見交換会の更なる周知に努める。</p> <p>○意見交換会及び議会報告会の実施方法検討・内容充実に努める。</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 D</p> <p>維 D</p> <p>案 B</p>
--	--	--	---	---

<p>(広報・広聴)</p> <p>第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得た市民の声を議会活動に反映するものとする。</p>	<p>令 「市議会だより」をはじめとする積極的な広報及び広聴に努めた。</p> <p>市 □</p> <p>公 市議会だより、および市議会HPで広報を行っている。市議会だよりでは一般質問の紙面拡大、QRコードを掲載し動画配信を始めた。</p> <p>共 □</p> <p>維 市議会だよりが発行されている。</p> <p>案 ○市議会ホームページの公開</p> <p>○市議会だよりの発行及びホームページへ誘導する二次元コードの掲載</p>	<p>令 個人の活動で得た要望を議会として吸い上げる仕組みがない。</p> <p>市 □</p> <p>公 市議会だよりの充実</p> <p>共 広報・広聴は、市も模索している課題だと思う。</p> <p>維 市議会だよりやウェブサイトに対するリアクションを把握できていない。</p> <p>案 ○議会として個人の活動で得た要望を吸い上げる仕組みがない。</p> <p>○市議会だよりやウェブサイトに対するリアクションを把握できていない。</p>	<p>令 ー</p> <p>市 □</p> <p>公 市議会に関心を持ってもらえるような広報、および市民の声を市政に反映するための広聴に努める。</p> <p>共 □</p> <p>維 発想を広げ、失敗を恐れず遊び心のある特典を付けるなどして、市議会への意見を収集する。</p> <p>案 ○市民の声を収集する方法について研究していく。</p> <p>○市議会だよりにおける魅力ある誌面づくりに努める。</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p> <p>案 B</p>
---	--	---	---	---

<p>2 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めるものとする。</p>	<p>令 市議会だよりやホームページにより各議員の議案に対する対応を公表している。  市 <input type="checkbox"/>  公 実施している。  共 <input type="checkbox"/>  維 採決結果は市議会だよりに掲載されている。その他情報はウェブサイトに掲載</p> <p>案 ○本会議のライブ中継・録画配信  ○市議会ホームページに議決結果、市議会だよりに賛否表掲載</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 単に賛否は、明らかにされているが、それだけでは関心を持ってもらえないのではないかと思う。  維 討論内容、意見などはホームページを見ないとわからない。</p> <p>案 ○単に賛否だけでは関心を持ってもらえない。  ○討論内容、意見などはホームページを見ないと分からない。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 採決理由にアクセスしやすくする工夫が必要</p> <p>案 ○ホームページへ誘導するための工夫に努める。  ○委員会のライブ中継・録画配信の検討・推進  ○傍聴者数増加への取組</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 B  維 C</p> <p>案 A</p>
<p>(趣旨説明制度)  第9条 議会は、請願及び陳情を市民等からの提案及び意見であると捉え、請願及び陳情の提出者から申出があれば、審査の折に趣旨説明を行う機会を設ける。</p>	<p>令 趣旨説明を行う機会を設けている。  市 <input type="checkbox"/>  公 実施している。  共 できている。  維 趣旨説明は行われている。</p> <p>案 ○趣旨説明制度実施</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 事務的であると感じる。</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 A  維 B</p> <p>案 A</p>

第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 取組項目ではないため、評価対象外</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 —</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 —</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 —</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 —</p>
(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の形式で行うことができる。	<p>令 一問一答の方式で行っている。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 実施している。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 一問一答形式がほとんどである。</p> <p>案 ○ほとんどの議員が一問一答の方式で行っている。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 一問一答で、論点を明確にするという、質問者側の意識があるだろうか。</p> <p>維 慣例上、市長への質問は代表質問しかできないという申し合わせ？疑問</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 一括質問、一括答弁の選択肢を残し続けるべきなのかどうか。</p> <p>公 引き続き行う。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 全ての定例会に置いて、答弁は市長を含む理事者側に委ねるようにする。</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 A</p> <p>共 B</p> <p>維 C</p> <p>案 A</p>



<p>(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。</p>	<p>令 確認権（反問権）を行使している。  市 <input type="checkbox"/>  公 最近は行使されていないが反問権の行使が認められている。  共 <input type="checkbox"/>  維 反問権は設定されている。</p> <p>案 ○確認権（反問権）の実施要領を定めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 反問権の行使の事例は、ほとんどない。  維 ほとんど行使されていない。</p> <p>案 ○確認権（反問権）の行使の事例がほとんどない。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 反問権を遠慮なく行使して頂くよう、執行部へ申し出していく。</p> <p>案 ○執行部へ確認権（反問権）の更なる周知に努める。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 —  維 C</p> <p>案 A</p>
<p>(議会審議における論点情報の形成)  第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 取組項目ではないため、評価対象外  共 質問者のセルフチェック事項となっている。と思う。  維 <input type="checkbox"/>  案 —</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 —</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 —</p>	<p>令 A  市 —  公 —  共 —  維 <input type="checkbox"/>  案 —</p>

<p>(1) 政策等を必要とする背景</p>	<p>令 求めている。  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○引き続き求めてい  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>
<p>(2) 提案に至るまでの経緯</p>	<p>令 求めている。  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○引き続き求めてい  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>

<p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討</p>	<p>令 求めている。  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○引き続き求めてい  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 A</p>
<p>(4) 市民参加の実施の有無とその内容</p>	<p>令 求めている。  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○引き続き求めてい  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 A</p>

<p>(5) 総合計画との整合性</p>	<p>令 求めている  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 出来つつある。    案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○引き続き求めてい  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 A</p>
<p>(6) 財源措置</p>	<p>令 求めている  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 ○引き続き求めてい  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>    案 A</p>

<p>(7) 将来にわたる費用及び効果</p>	<p>令 求めている  市 <input type="checkbox"/>  公 担当課より資料の提出  や必要な場合は説明を受け  ている。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○必要に応じて、資料  提出や説明を求めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 引き続き行う。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○引き続き求めている。  く。</p>	<p>令 A  市 A  公 A  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>
-------------------------	--	--	--	---

<p>(予算及び決算の施策説明)</p> <p>第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p>	<p>令 説明がされている。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 重点事業の概要や補正予算の概要、また主要施策成果報告書等の資料が提出され、必要な場合は担当課より説明を受けている。</p> <p>共 質問者のセルフチェック事項となっている。と思う。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○重点事業の概要、補正予算の概要など、必要に応じて、説明を求めている。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 引き続き行う。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○引き続き求めている。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 A</p> <p>共 —</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>
---	--	--	--	--

<p>(議決事件の拡大)</p> <p>第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。</p>	<p>令 特に議決事件の追加はない。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 積極的には実施できていない。</p> <p>共 検討されていない。</p> <p>維 予算の修正を積極的にするように、ということですか？</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 調査研究を行う。</p> <p>市 ノーマークだったため、意識していくことから。</p> <p>公 議会の権能（権限）の強化を図るためにも、通年議会の調査研究が必要である。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○積極的に議決事件の追加を検討する。</p>	<p>令 B</p> <p>市 D</p> <p>公 C</p> <p>共 D</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 —</p>
--	--	--	---	--

<p>2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 調査研究を行う。 市 ノーマークだったため、意識していくことから。 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 B 市 D 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 —</p>
---	---	---	--	--



第5章 議員間討議の実施

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(議員間討議の実施及び議会の合意形成)</p> <p>第14条 議会は、議員間の自由な討議による会議の運営に努めるものとする。</p>	<p>令 議員間討議は実施している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 実施しているが活発ではない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 議員間討議は限られた方のみ行っている印象</p> <p>案 ○委員会において議員間討議を実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 活発には行われていない。</p> <p>共 議員間討議は、うまくいっていない。</p> <p>維 議員間討議が議決に反映されないため、活発になりにくい。</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い取り組む。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 議員間討議があったときは、市議会だよりやウェブサイトの特集ページを組んでみてはどうか。</p> <p>案 ○議員間討議や討論をより自由に行うことができる環境づくりに努める。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 D</p> <p>維 C</p> <p>案 A</p>

<p>2 議会は、委員会において、議案及び市民からの提案に関して審査し結論を出す場合は、議員間の議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>令 議員間討議は実施している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 予算決算特別委員会等で議員間討議ができていない。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 議員間討議は限られた方のみ行っている印象</p> <p>案 ○委員会において議員間討議を実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 議員間討議が議決に反映されないため、活発になりにくい。</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 自由討議を充実させるための実施要領等の検討が必要である。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 議員間討議があったときは、市議会だよりやウェブサイトの特集ページを組んでみてはどうか。</p> <p>案 ○議員間討議や討論をより自由に行うことができる環境づくりに努める。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 C</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 C</p> <p>案 A</p>
---	--	---	--	--

第6章 委員会の活動

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第15条 委員会は、審査に当たり、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p>	<p>令 質問の事前通告に努め、答弁の内容充実を図っている。            市 <input type="checkbox"/>            公 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。            共 <input type="checkbox"/>            維 委員会にて議論を行っている。            案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —            市 <input type="checkbox"/>            公 <input type="checkbox"/>            共 政策立案、提言について、委員会での意識付けが薄いかもしれない。1年任期では難しいのではないかと思う。            維 質問で終わりやすく、委員各位の態度が分かりにくい。            案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —            市 <input type="checkbox"/>            公 <input type="checkbox"/>            共 委員会の2年任期            維 委員それぞれの立場を明確にしたうえで、議論を行う。            案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A            市 A            公 —            共 C            維 C            案 A</p>

<p>2 委員会は、その所管に属する事務について、調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。</p>	<p>令 委員会の行政視察等で先進事例を研究し、政策立案に努めている。</p> <p>市 調査研究を行ったが政策提言に至らなかった。</p> <p>公 政策提言のための調査研究を行ったが結論に至らず課題が残る。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 行政視察などを行っている。</p> <p>案 ○委員会の行政視察実施</p> <p>○各委員会でテーマを決め、調査研究を実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 委員会の取り組みを議会全体とする仕組みがなかった。</p> <p>公 委員会として、市民意見の把握や政策の提言・立案へと繋げていく仕組みや取り組みが十分でない。また常任委員の任期1年では時間的に無理がある。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 行政視察が、政策立案、政策提言などに直結させることが必要</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 議会みらい創造特別委員会で仕組みづくりを協議中</p> <p>公 議会みらい創造特別委員会で議論する。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 視察先の検討、選定にもっと時間をかけるべきである。</p> <p>案 ○政策立案機能の強化のための仕組みづくりに努める。</p>	<p>令 A</p> <p>市 C</p> <p>公 C</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 C</p> <p>案 C</p>
--	---	---	---	--

第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。</p>	<p>令 委員会の音声のホームページでの公開、タブレットの導入など、議会改革に取り組んでいる。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 最近ではタブレット導入をはじめ、たゆまない議会改革を目指している。2022年度は早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革総合ランキングが126位に。(前年度は292位)</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 特別委員会の設置などにより改革に取り組んでいる。</p> <p>案 ○委員会の音声をホームページに掲載 ○タブレット端末導入 ○議会みらい創造特別委員会設置</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き議会改革に取り組む。 共 <input type="checkbox"/> 維 <input type="checkbox"/> 案 ○引き続き議会改革に取り組む。</p>	<p>令 B 市 A 公 B 共 B 維 C 案 B</p>

<p>(議会のあり方検討会の設置)</p> <p>第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。</p>	<p>令 現在、設置できていない。しかし、あり方検討会に代わる会議を行っている。</p> <p>市 設置はできるが、結論に対する効力がなく議会改革には至っていない。</p> <p>公 条文に従い新たな取り組みを検討する。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○過去に設置した経緯はあるが、現状はあり方検討会は設置せず、特別委員会を設置</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 検討会では決まらないことから、議会のあり方検討会が実施されず。</p> <p>共 あり方検討会の設置は、できる規定だが、特別委員会のほうが良いのではないかという意見が強いように見られる。改正が必要だろうか。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○議会のあり方検討会は結論に対する効力がなく、議会改革には至らなかった。</p>	<p>令 —</p> <p>市 会での結論に実効性を担保する仕組みが必要</p> <p>公 議会のあり方検討会を廃止し、議会みらい創造特別委員会を設置する。</p> <p>共 条例改正</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○議会のあり方検討会での結論に実効性を担保する仕組みを検討していく。</p> <p>○結論に対する効力がある議会みらい創造特別委員会で検討していく。</p>	<p>令 A</p> <p>市 B</p> <p>公 C</p> <p>共 C</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>
---	--	---	--	--

第8章 政務活動費

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(政務活動費に関する透明性の確保)</p> <p>第18条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければならない。</p>	<p>令 政務活動費の不正流用の再発防止に向け申し合わせ事項の改善をした。</p> <p>市 できていなかった。</p> <p>公 政務活動費不正問題再発防止のため、さらなる透明性確保の仕組みを検討。</p> <p>個人支給のシミュレーションを試行している会派もある。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○政務活動費の不正の再発防止に向け申し合わせ事項を改善した。</p> <p>○個人支給のシミュレーションを試行している。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 不正が発覚し、改善の途上と言える。多くの議員の実践は選挙後の、今期からになっている。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○基準の解釈が会派・議員・事務局で統一されていない部分がある。</p>	<p>令 改善策を誠実に実行する。</p> <p>市 ・適正に執行できるように会派費の自動徴収を無くし、領収書の原本保存をしている。</p> <p>・執行案件を見直し、必要事項を追記した。</p> <p>公 条例を遵守し、透明性の確保に努める。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○条例を遵守し、透明性の確保に努める。</p>	<p>令 A</p> <p>市 D</p> <p>公 B</p> <p>共 C</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 D</p>

<p>2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。</p>	<p>令 収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表している。</p> <p>市 できていなかった。</p> <p>公 市議会だよりとHPで公表している。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 出来ていると思う。</p> <p>案 ○収支報告書、領収書及び視察又は研修に係る調査報告書を市議会ホームページで公表している。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 条例を遵守し厳格に執行していく。</p> <p>公 引き続き公表する。議員個人でも説明を果たせるようにする。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○条例を遵守し厳格に執行していく。 ○議員個人でも説明を果たせるようにする。</p>	<p>令 A</p> <p>市 D</p> <p>公 B</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 A</p> <p>案 B</p>
--	--	---	---	---



第9章 議会機能の充実強化

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(議会事務局の体制)</p> <p>第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>令 法務機能の強化ができていないと感じる。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 円滑かつ効率的な議会運営が行われるよう努めている。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 議会事務局職員の増員はされていない。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○法務機能の強化ができていないと感じる。 ○議会事務局職員の増員</p>	<p>令 必要に応じて検討する。</p> <p>市 負担が重たい状況も感じており配置強化の検討も</p> <p>公 継続して行う。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 増員の必要性を検討すべき。</p> <p>案 ○議会事務局職員の増員の必要性を検討していく。</p>	<p>令 C</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 C</p> <p>維 B</p> <p>案 B</p>

<p>(議会図書の実現)</p> <p>第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実を努め、これを有効に活用しなければならない。</p>	<p>令 議会図書に関しては充実している。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議会事務局において、有効的に活用されるよう配置などを工夫している。</p> <p>共 議会図書室は、改善が進んだと思う。市立図書館との連携もはかられた。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○配架図書について市立図書館と連携 ○図書の配置の工夫 ○アンケートを実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 もっと図書を利用する。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 有効に活用するよう努める。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 設置場所を検討し多角的利用法として市民開放も積極的に広報すべき。</p> <p>案 ○議会図書室の更なる有効活用を努める。</p>	<p>令 B</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>(A)</p> <p>維 B</p> <p>案 B</p>
---	--	--	--	--

<p>(議員研修)</p> <p>第21条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>令 議員研修はしている。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議員研修は行われている。</p> <p>共 江藤先生が来る。</p> <p>維 新人議員研修などを積極的にやっている。</p> <p>案 ○議員力UP研修実施 ○愛知県町村議会広報研修会参加 ○新議員研修会実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 議員の政策立案には生かされていないのが現状</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 対象が新人議員のみに限定されている。</p> <p>案 ○研修の成果が現状政策立案に生かされていない。 ○研修内容によって対象者が限定される。</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 政策立案等にどうつなげていくのか検討しては？</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 対象を全議員の希望者とする。</p> <p>案 ○研修の成果を政策立案等につなげる仕組みを研究していく。 ○研修参加者の拡大について検討していく。</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>(A)</p> <p>維 B</p> <p>案 A</p>
---	--	--	---	--

<p>2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会の開催に努めるものとする。</p>	<p>令 行っている。  市 専門家の研修はあるが、市民等との研修は行えていない。  公 専門家による議員研修は行われている。  共 □  維 議会改革の専門家などに研修をお願いしている。  案 ○専門家による研修の実施</p>	<p>令 —  市 □  公 □  共 市民等との研修会は、計画されていない。  維 市民と一緒に研修会が必要  案 ○市民等との研修会は実施できていない。</p>	<p>令 —  市 □  公 研修の充実を図る。  共 □  維 対象を限定しない研修会を開催する。  案 ○市民等との研修や対象者を限定しない研修会開催について検討していく。</p>	<p>令 A  市 B  公 B  共 D  維 B  案 B</p>
--	--	--	--	---

第10章 議員の政治倫理

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第22条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。</p>	<p>令 議員政治倫理要綱を定め、品位及び品格を損なわないよう行動するよう努めている。</p> <p>市 品位品格を損なう行為があったため、政倫審を開く案件発生</p> <p>公 政倫審の設置。コンプライアンス研修などを通して、議員の責務を再確認し使命の達成に努めている。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○議員政治倫理要綱を定め、品位及び品格を損なわないよう行動するよう努めている。</p>	<p>令 市民の代表であることを深く自覚し、品位及び品格を損なわないよう行動する必要がある。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 大きくは各人の、セルフチェック事項と思う。しかし、政務活動費不正の調査に際し、OBOGの議員の力も借りて、事実関係を明らかにした。尾張旭市議会は、今回は、自浄能力を発揮できたと思う。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○議員政治倫理要綱の見直し</p>	<p>令 市政に対する市民の信託に応えるため、高い倫理観と品位の保持に努める。</p> <p>市 各自が襟を正し、品位・品格ある行為に努める。</p> <p>公 市民の代表者として、一層高い政治倫理の確立に向けて継続的に取り組む必要がある。研修の強化</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○市政に対する市民の信託に応えるため、高い倫理観と品位の保持に努める。</p> <p>○研修の実施・強化に努めていく。</p>	<p>令 B</p> <p>市 D</p> <p>公 C</p> <p>共 一</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 B</p>

<p>(議員定数)</p> <p>第23条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。</p>	<p>令 議員定数の議論があったが、結論に至らなかった</p> <p>市 効率化に重きが置かれ、削減傾向にある。</p> <p>公 議会運営委員会において、議員定数について検討した。</p> <p>共 □</p> <p>維 出来ていない。</p> <p>案 ○議会運営委員会で協議</p>	<p>令 —</p> <p>市 広く市民意志を反映するために、十分な審議を尽くすための会議体の適正規模への視点が薄い。</p> <p>公 □</p> <p>共 難しい議論だと思う。</p> <p>維 市民意見の聴取を継続的に出来ていない。</p> <p>案 ○広く市民意志を反映するために、十分な審議を尽くすための会議体の適正規模への視点が薄い。</p> <p>○市民意見の聴取を継続的に出来ていない。</p>	<p>令 —</p> <p>市 現員数のままできる工夫として委員会の枠組みを検討していく。</p> <p>公 任期4年の間に1度は議論していく。</p> <p>共 □</p> <p>維 期中の検討時期を定め議論する。</p> <p>案 ○現員数のままできる工夫として委員会の枠組みについて検討していく。</p>	<p>令 B</p> <p>市 B</p> <p>公 B</p> <p>共 —</p> <p>維 D</p> <p>案 B</p>
--	--	---	---	---

<p>2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 現時点では特にはない。 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p> <p>案 ○「議員の定数を定める条例」を定めている。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 A 公 — 共 <input type="checkbox"/> 維 —</p> <p>案 A</p>
<p>(議員報酬) 第24条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。</p>	<p>令 報酬審議会の決定に準じている。 市 <input type="checkbox"/> 公 議員報酬については特別職報酬等審議会の答申内容に基づいて検討を行っている。 共 <input type="checkbox"/> 維 随時見直している。</p> <p>案 ○特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、随時検討している。</p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 <input type="checkbox"/> 共 難しい議論だと思う。 維 将来予測と展望が考慮に入れられているという印象はない。</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 — 市 <input type="checkbox"/> 公 引き続き行なう。 共 <input type="checkbox"/> 維 報酬額の増減には、市全体の予測に基づき、成果報酬的要素を入れて、根拠を明確にする必要がある。</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A 市 A 公 B 共 — 維 C</p> <p>案 A</p>

<p>2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 評価対象外  共 <input type="checkbox"/>  維 —</p> <p>案 ○「尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を定めている。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 —</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 —</p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 A  公 —  共 <input type="checkbox"/>  維 —</p> <p>案 A</p>
-----------------------------------	---	---	---	--



第11章 災害時の対応

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>(災害時の議会対応)</p> <p>第25条 議会は、災害が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めなければならない。</p>	<p>令 マニュアルが作られている。</p> <p>市 □</p> <p>公 尾張旭市議会における災害発生時の対応要領、尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアルに基づき対応する。</p> <p>共 □</p> <p>維 ある程度の規定はある。</p> <p>案 ○「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」、「尾張旭市議会地震等災害発生時の行動マニュアル」を整備している。</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 新型コロナウイルス感染症対策で議会での新たな対応が必要</p> <p>共 改選後に議員の防災訓練が必要だと思う。</p> <p>維 有事の対応に不安あり。</p> <p>案 ○有事の際の対応に不安がある。</p> <p>○BCPがない。</p>	<p>令 —</p> <p>市 □</p> <p>公 ・議会審議を継続するための条例整備等の検討が必要。新型コロナウイルス等の感染症拡大時における対応として条文中の災害が発生したときは⇒「災害発生、感染症まん延等のときは、」に改正する必要がある。</p> <p>・タブレット端末の災害時の活用を検討する。</p> <p>・「災害発生時における議会の対応に関しては、別に定める。」との条文を追加しては？</p> <p>共 議会防災訓練</p> <p>維 訓練や規定の確認を定期的に行っていく。</p> <p>案 ○議会審議を継続するための条例整備等について検討していく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症が拡大した際の議会としての新たな対応について検討していく。</p> <p>○災害時におけるタブレット端末活用方法について研究していく。</p> <p>○議会防災訓練の実施について検討していく。</p> <p>○要領・マニュアルの見直し</p> <p>○BCPの策定</p>	<p>令 A</p> <p>市 A</p> <p>公 B</p> <p>共 —</p> <p>維 C</p> <p>案 B</p>

<p>2 議員は、災害時の組織体制、議員の役割及び行動方針を確認するなど、平常時においても災害に対する注意と準備を怠らないものとする。</p>	<p>令 準備している。  市 <input type="checkbox"/>  公 条文に従い取り組んでいる→非常時におけるオンライン会議開催ができた(研修等で)。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A  市 A  公 B  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 —</p>
---	--	--	--	---

第12章 検証及び見直し

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、随時、この条例の施行の状況を検証するとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。</p>	<p>令 前回の選挙後に、新人議員に条例の説明会を開催。今回選挙後に、条例のが達成されているかの条例評価シートで確認を行っている。</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 改選後の評価、検証に取組中</p> <p>共 今、実践している。</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 ○一般選挙を経た任期開始後の議会運営委員会で評価シートを用いて検討</p> <p>○専門家に検証及び見直し方法についての研修を実施</p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 <input type="checkbox"/></p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —</p> <p>市 <input type="checkbox"/></p> <p>公 条文に従い実施する。</p> <p>共 <input type="checkbox"/></p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 A</p> <p>市 —</p> <p>公 B</p> <p>共 B</p> <p>維 <input type="checkbox"/></p> <p>案 A</p>

<p>2 議会は、前項の検討の結果に基づき、見直しが必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 必要に応じて実施する。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 <input type="checkbox"/>  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —  市 <input type="checkbox"/>  公 条文に従い実施する。  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 ○検証後に見直しについて協議する。</p>	<p>令 A  市 —  公 B  共 <input type="checkbox"/>  維 <input type="checkbox"/>  案 A</p>
--	---	--	---	---

第13章 委任

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価
<p>第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>令 —            市 <input type="checkbox"/>            公 <input type="checkbox"/>            共 <input type="checkbox"/>            維 <input type="checkbox"/>            案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —            市 <input type="checkbox"/>            公 <input type="checkbox"/>            共 <input type="checkbox"/>            維 <input type="checkbox"/>            案 <input type="checkbox"/></p>	<p>令 —            市 <input type="checkbox"/>            公 ・必要があれば定める。            ・「合理的配慮等を要する議員に対しては、本人の意思を尊重し、適切な対応を講じること。」を規定する。            共 <input type="checkbox"/>            維 <input type="checkbox"/>            案 ○今回の検証結果を基に検討する。</p>	<p>令 A            市 —            公 —            共 —            維 <input type="checkbox"/>            案 A</p>

日程第4 付託議案等の討論、採決

(議案、請願、陳情の順で討論、採決)

請願第1号

議長が「請願第1号 学校給食費無料化を  
求める請願について討論を行います。」と  
言った後、直ちに

勝股議員より請願第1号の採決において趣旨採択について諮ることを求める動議提出

賛成者あり

動議成立

勝股議員趣旨説明

(自席で)

動議についての採決

可決

請願第1号の討論  
(趣旨採択についても含める)

請願第1号の趣旨採択について  
の採決

可決

請願第1号は趣旨採択

賛成者なし

動議不成立

否決

請願第1号の討論

否決

請願第1号の採決

可決

請願第1号は採択

否決

請願第1号は不採択

陳情第8号の討論、採決へ続く

